

令和3年度当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境の変化と目指す姿

現在、本県の基本構想は、「変わる滋賀 続く幸せ」を理念として推進しているが、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大で、多方面に様々な影響、変化が発生している。

また、本県においても、多くの陽性者が発生し、ひとの「いのち」を守ることの重要性が再認識されている。

県をまたぐ移動の自粛、県全域での商業施設等の休業、長期にわたる学校の臨時休業など、かつてない大きな変化を経験したところであり、今後も、東京から地方への人の流れ、5Gなど新たな技術を使ったサービスの拡大、新しい働き方の浸透など、様々な変化が予想される場所である。

こうした状況を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えれば、改めて基本構想で描く2030年の姿を実現する必要がある。

本県においては、滋賀県基本構想のもと、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けた施策を進めてきた。

こうした中、感染症の拡大により、人の移動制限や、経済活動の停滞、感染症対策を徹底するための「新しい生活様式」への適応など、世界的な変化が生じている。

一方で、在宅勤務や、Webを活用した会議、オンライン教育、遠隔でのスポーツ観戦や文化芸術の鑑賞など、多様な働き方、学び方、楽しみ方が拡がり、また、極端に人口が密集した都市ではなく、適度に人の密度が分散された地方都市に対する評価が高まっている。

こうした様々な変化に直面する中で、しなやかに変化しながら、これまでを謙虚に省みて、「新しい幸せ」を追求し、滋賀の強みを活かしながら、すべてのひとの「いのち」が等しく守られる、本当の意味での「健康しが」を目指していく。

(2) 感染症の影響と本県の財政状況等

感染症の拡大の影響は、人々の生命や生活のみならず、社会、経済活動、更には、人々の意識や価値観に至るまで、多方面に波及している。

特に、経済活動については、内閣府の「2020年4~6月期四半期別GDP速報（2次速報値）」において、実質GDP成長率が年率換算で28.1%のマイナスとなるなど、大きな落ち込みを見せている。

このような中、今般公表した「財政収支見通し（令和2年9月再試算）」においては、令和3年度から令和8年度までの累計で、1,151億円の財源不足が発生すると見込んだところである。

平成30年6月に示された国の「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、令和元年度から令和3年度を「基盤強化期間」と定め、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保

する。」とされた一方、「全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。」との方針が示された。

こうした国の地方財政に対する考え方や、本県経済を取り巻く状況を踏まえると、県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額については、大幅な伸びを期待することはできない。

加えて、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加や、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業、公共施設等の老朽化対策などの財政需要の高まりに伴い、今後、多額の財源不足が見込まれるところであり、財政健全化に向けた取組が喫緊かつ重要な課題となっている。

この感染症の影響による国難ともいえる局面を克服し、県財政の持続性・安定性を確保するためには、歳入の状況を見極めた上で、「滋賀県行政経営方針 2019」（以下「行政経営方針」という。）に基づく財源不足縮減のための取組を継続しながら、より一層「スクラップ・アンド・ビルド」、「選択と集中」を徹底しつつ、不断に行財政改革に取り組み、財政健全化への歩みを確かなものとする必要がある。

(3) 令和3年度当初予算編成に向けて

ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えれば、令和3年度は、新しい生活様式に適応しつつ、「新しい幸せ」を追求するため、これまでの取組の継続・拡充を前提とするのではなく、しなやかに変化していく必要がある。

そのような中、基本構想および「ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた基本構想の推進方針」、行政経営方針に基づき、滋賀の強みを活かしながら、これまで進めてきた「ひとの健康と、社会の健康と、自然の健康」をさらに高めることにより、危機に負けず、すべてのひとの「いのち」が等しく守られる、本当の意味での「健康しが」を実現するため、未来への投資として、対話・共感・協働のもと、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、戦略的かつ効果的な施策を構築し、重点的に取り組むこととする。

また、感染症については、令和3年度においても引き続き実施が必要な事業については継続して取り組む等、経済状況が厳しい状況下であっても、必要な感染症対策を行いつつ、持続可能な財政運営が行えるよう、対応を行っていく必要がある。

2 基本的な考え方について

(1) 令和3年度に向けた施策構築の方向性

令和3年度は、世界的な感染症の拡大が社会生活や経済活動に影響し、今後も様々な変化が予想される中で、改めて「変わる滋賀 続く幸せ」を理念とする基本構想で描く2030年の姿を実現する必要があると再認識した上で、現在の基本構想を引き続き推進することとし、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、政策や施策の方向性をしなやかに変化させ、「新しい幸せ」を追求していく。

こうした中、施策構築に当たっては、利他の「こころ」、全ての人の自由と平等、多様性、持続可能性という「視点」、権利の保障、応答性を備えた対話、協働による変革という「姿勢」と、次の5つの「政策の方向」を大切にしていく。

〈大切にしたい政策の方向と重視する施策の柱〉

- ①いのちとくらし、人権の保障（強い絆と思いやり（「三方よし」と「利他の精神」）で守るいのちとくらし）
- ②子どもの権利の保障と次世代のための社会変革（社会全体（多世代、多文化）で子どもを育み、育つ環境づくり（未来への投資の拡充））
- ③滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価・発信（豊かな自然と文化に囲まれた適度に疎なくらし（風とともに 琵琶湖のそばで））
- ④自然が許す限りのつくる力の再強化【いのちを守るために必要な人材の育成とモノの生産】（変化する時代を見据えた産業への進化（新たな時代の滋賀の産業づくり））
- ⑤より良い自治と真の民主主義のための行政の実現（超スマート社会におけるより良い自治の実現）

こうした方向性のもとで主要施策の知事協議を実施し、令和3年度の施策構築を戦略的に進めていくこととする。

併せて、様々な社会的課題に対して、将来の負担軽減や将来的な課題への早期の対応等、予防の視点を重視するとともに、的確な評価や分析を行い、課題や施策の根拠となるデータや情報等を充実させ、それに基づき施策を構築する。その際には、施策の効果を明確に見極めた上、より効果的な施策展開を行うことができるよう取り組む。

（2）感染症対策の基本的な考え方

これまで実施してきた対策や「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」を踏まえて、令和3年度に実施する必要があると見込まれる事業については、当初予算において適切に見積もることとする。

一方で、現時点で予見することに限界があることも事実であることから、感染症の状況を踏まえて事業内容等を検討しなければ計上できない事業については、その事業量等を的確に見込むことが困難であることに鑑み、その時々状況に応じて、機動的かつ適切に対応することとする。

（3）財政健全化の推進

予算編成においては、行政経営方針に基づき、歳入歳出両面から収支改善に取り組み、「収支改善目標」の達成を目指すとともに、景気悪化による税収減が見込まれることから、追加の対応を行うこととする。

歳入面においては、地域経済の活性化等の取組による県税収入の安定確保はもとより、国等からの積極的な財源獲得、寄附の促進、広告事業の展開、ネーミングライツの売却、県有資産の処分や、さらなる有効活用など、ハード・ソフト両面からあらゆる検討を行い、自主財源の充実強化を図る。

歳出面においては、限られた財源を効果的・効率的に活用する観点から、感染症による変化も踏まえつつ、選択と集中の一層の徹底を図るとともに、最少の経費で最大の効果が

あがるよう事業効果を踏まえた施策・事業の見直しを不断に行う。

2月補正予算や決算において毎年度多額に生じている歳出不用については、効率的な予算執行の結果生じている面もあるが、予算見積りの積算や事業量等をさらに精査することで、その縮減に努めるものとする。

<予算編成にあたって留意する点>

○SDGsの視点の活用

持続可能な滋賀の未来を実現するため、SDGsの特長を活かしながら、今取り組むべき施策を検討することとし、その際には、将来的に持続可能であるか、異なる分野への相乗効果があるか、異なる分野を阻害するおそれがないかなど、多面的な視点で捉える。

なお、検討に当たっては、県庁SDGsアクション(Ver.1)を踏まえ、目指すべき姿を明確にし、SDGsのどのゴールやターゲットに向けてどのような実践を進めていくのか(バックカスティングの発想)を意識すること。

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」および「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」に基づく地方創生に向けた多様な支援をはじめとして、社会全体のデジタル化の推進や地方への新たな人の流れの創出など、県政を推進する上で重要となる施策について議論されているところである。

特に、デジタル・ガバメントの構築を最優先課題と位置づけ、この一年間を集中改革期間として、テレワークの促進やワーク・ライフ・バランスの実現など、新しい働き方・暮らしの改革、書面・押印・対面主義からの脱却等の制度・慣行の見直しを推進することとされている。

県においても、これらを踏まえ、より創造力と柔軟性をもって、徹底的に業務のあり方を見直し、行政手続等のオンライン化や、業務のペーパーレス化、オフィス改革など、健康経営・ダイバーシティを意識した新たな働き方の実践・定着に向けて取り組むこととする。

また、県では、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、地方創生の充実・強化に向けて、令和2年3月に「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」を策定したところであり、施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

○市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域活性化策など、県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを生かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとして NPO、企業、大学など、多様な主体と、課題を共有し、対話を重ね、共感を広げ、協働・連携していくことが重要となる。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共に取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民にオープンな行政経営の推進が不可欠であり、予算編成の各段階における情報を積極的に発信することにより、予算編成過程の透明化に引き続き取り組むこととする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があり、令和3年度の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施する場合にあっても、政策のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、令和2年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組を加味しながら、持続可能な財政運営が行えるよう縮減を行った上で、当然増減事業や「重点化特別枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、配分される予算要求枠の範囲内で、各施策の優先順位を厳しく見極め、選択と集中の一層の徹底を図るとともに、これまでの取組を漫然と継続するのではなく、予算を組み替える、さらなる内部事務経費の節減に努めるなど、経費について十分精査の上、見積もることとする。併せて、県債の充当に当たっては、後年度

の負担となることを十分認識した上で、適切に見積もることとする。

なお、次の事項に特に留意すること。

- (1) 感染症対策に係る事業については、2(2)および「緊急雇用創出事業の実施計画の提出について」(10月上旬通知予定)により、精査の上見積もること。

当該事業を実施する場合における令和3年度の予算要求枠の取扱いについては、感染症対策として喫緊に対応が必要なものに限り、部局枠とは別に要求することができることとする。なお、部局枠、重点化特別枠等で実施してきた事業を組み替えて計上するもの等、部局枠等で実施することが妥当であるものについては対象としない。

- (2) 基本構想を着実に推進するため、「主要施策の知事協議」において協議した施策の実現に向けた取組のうち、新規または拡充となる事業については、「重点化特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

- (3) 「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業ならびに「更新・改修方針」に定める更新事業および改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和3年度当初予算編成に向けた対応について」(令和2年5月19日付け滋行経推第22号行政経営推進課長通知)による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

- (4) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「令和3年度琵琶湖森林づくり事業の実施について」(10月上旬通知予定)による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。

なお、当該事業を実施する場合における令和3年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。

- (5) 滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。

- (6) 自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、増収となるもの(未利用県有地の売却を除く。)については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。

なお、継続的な増収であると認められるものについては、その実績額に応じて後年度に一定額(翌年度50%、翌々年度30%)を、各部局に配分する予算要求枠に加算することとする。

- (7) 上記の対応以外として、大規模な事業については、既存施設の有効活用や実施時期等を十分検討することとし、既に着手済みのもの、および取り組みが具体化しているもので知事との協議を了し事業実施の方針が決定されたものに限り、要求を認める。

4 留意事項について

- (1) 予算編成に当たっては、本県財政の状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

また、原則として、新規項目の要求は既存事業の見直しの範囲内で行うとともに、イベ

ント等の見直し、事務の簡素化等、継続して実施する必要がある事業についても、その内容を適切に見直すこと。

なお、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

- (2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。
- (3) 限られた財源の中で、効果的・効率的に施策・事業を推進する観点から、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題の解決や県民サービスの向上を図る取組についても、人件費を含めた費用対効果に十分留意しつつ、積極的に検討すること。
- (4) 県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、さらなる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について、安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等に留意しつつ、積極的に検討すること。
- (5) 出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小がされるよう、検討すること。
- (6) 長時間労働の解消と仕事の質の向上に向けて、限られた人員の中にあっても、新たな県民ニーズへの対応も含め、より効果的な事業の実施が可能となるよう、事業の内容や実施方法、優先順位等を十分精査すること。
- (7) 効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、先を見越した資料作成や協議の効率化など予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。
- (8) 事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積もりに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月2日（月）とする。
ただし、公共事業および、重点化特別枠対象事業（地方創生推進交付金活用事業除く。）に係る見積書の提出期限は、11月13日（金）とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。